

長久手市と愛知医科大学と株式会社長久手温泉との提携に関する覚書

長久手市（以下「甲」という。）と愛知医科大学（以下「乙」という。）と株式会社長久手温泉（以下「丙」という。）は、お互いの強みを活かして、相互の発展と充実を図るため、覚書を締結する。

（目的）

第1条 甲、乙及び丙は、地域社会の振興及び相互の事業に係る提携をし、健康増進を推進する。

（提携の事項）

第2条 甲、乙及び丙は、次に掲げる事項について提携し、協力するものとする。

- 一 地域の健康増進に関すること。
- 二 生涯学習の推進に関すること。
- 三 地域のまちづくりの推進、地域振興に係る各種事業や計画に関すること。
- 四 人材育成に関すること。
- 五 甲、乙及び丙が管理する施設の有効利用及び相互利用に関すること。
- 六 その他、目的の実現のために、甲、乙及び丙が必要と認めること。

（提携の調整）

第3条 前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、それぞれ連絡調整に関する所管部署を定め、必要に応じて協議を実施する。

（有効期間）

第4条 この覚書は、覚書締結の日から発効し、有効期間は1年間とする。ただし、いずれからも有効期間満了の日の90日前までに別段の申し出が出されないときは、この覚書は自動的に更新されるものとし、その後も同様とする。

（その他）


第5条 この覚書に定める事項について疑義が生じたとき又はこの覚書に定めのない事項について必要があるときは、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この覚書を証するため、本覚書3通を作成し、甲、乙及び丙はそれぞれ署名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年5月10日


（甲）長久手市岩作城の内60番地1

長久手市
市長

吉田 一平 

（乙）長久手市岩作雁又1番地1

愛知医科大学
学長

石川 直久 

（丙）長久手市前熊下田170番地

株式会社長久手温泉
代表取締役

鈴木 孝美 